

お願い

平成29年度(平成28年分)以降の市申告書には

# マイナンバーの記載が必要です！！

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続などには

**マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要**となります。

## 本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は・・・

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は・・・

### 番号確認書類

＜ご本人のマイナンバーを確認できる書類＞

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ



### 身元確認書類

＜記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類＞

- 運転免許証 ● パスポート
- 住基カード(顔写真入り)
- 在留カード ● 身体障害者手帳
- 公的医療保険の被保険者証

などのうちいずれか1つ

※顔写真なしの住基カードや保険証等の場合は、2枚の身元確認が必要。

## 市申告受付時のお願い

・本庁舎や支所等の出先機関で申告をされる場合、なりすましの申告を防止するため、当市の職員が窓口で本人確認書類の確認をするにあたり、申告者のマイナンバーカード等の提示や写しを求めることがございます。その際、証明書類の写しについては事前にご用意ください。窓口でのコピー対応はいたしかねますのでよろしくお願いいたします。円滑な事務手続きのため何卒ご理解のほどお願いいたします。

・確定申告書(大津税務署提出分)については、支所等の出先機関では申告書をお預かり出来なくなりましたので、大津税務署に直接お持ちいただくか、郵送にてご提出をお願いいたします。

・市申告書を市民税課に郵送される場合、申告者のマイナンバーカード等の本人確認資料の写しを添付してご送付ください。なお、写しの添付がない場合、後日資料提供依頼を当課から求めることがあります。

大津市役所総務部市民税課(077-528-2721・2722)

